

**第74号**

発行所
相馬市中村字桜ヶ丘54-1
(公社) 相双法人会
発行人
只野 裕一
編集
広報委員会
発行日
令和6年11月1日

各支部秋祭り

**相馬支部
秋祭り**



**浪江支部
視察研修**

小高支部報告会

七月五日、小高支部の令和六年度報告会を開催した。

当日は、支部の事業計画・本会の総会報告事項の確認などを行った。

報告会終了後、講師を招き「生成AI活動による事業者の未来」をテーマに講演会を開催した。これからのDX化に向かう社会の中でのAIの役割について知識を深めることができた。

講演会後には懇親会を開催し近況報告など話に花が咲いた。



青年部会総会

七月二十五日、如水（浪江町）にて令和六年度青年部会総会を開催した。会議には、加藤相馬税務署長、五十嵐法人事業課税統括官を御来賓に招き、只野会長にも出席頂き、総勢一五名での開催となつた。

初めてに吉田部会長から歓迎のあいさつし、加藤税務署長からご祝辞を頂いた。報告事項として、令和五年度事業報告、令和六年度事業計画についてを報

告した。

続いて、青年部会の会員拡大について、各会員からの紹介を今後も継続的に増やしていくことを周知した。

会議終了後、懇親会を開催し、久しぶりの浪江町での開催となり、昔話などを楽しみながら盛大に閉じた。

全法連の課題である健康経営について、登山やパークゴルフを通して「楽しく体を動かしながら長く健康に！」を目指し、今後も会員一丸となり続けていく。

相馬税務署表敬訪問

八月二十一日、相馬税務署にて新しく着任した加藤史禎署長と只野会長、本会副会長で表敬訪問を行った。意見交換を行った際には、相双地区のここ近年に起こつた地震による被害の状況や、四年前の水害の被害状況。また、東日本大震災から十三年になるが未だに処理水の問題など、抱えている問題が多い地区だということを伝えられた。



女性部会総会

八月七日、女性会総会を南相馬市ラフィーヌにて開催した。会議には、加藤相馬税務署長、五十嵐法人事業課税統括官を御来賓に招き、総勢二十二名での開始となつた。

総会議題として、令和五年度事業報告について、令和六年度事業計画についてを報告した。



税に強い経営者が次世代を支える！

法人会は「令和7年度税制改正に関する提言」を決議しました。

主な提言事項

1. 税・財政改革のあり方

- ①「金利のある世界」が到来する中、新たな財政再建目標の策定は急務
- ②企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しない社会保険制度の確立

2. 経済活性化と中小企業対策

- ①中小法人の経済活性化15%の本則化と適用所得金額の引き上げ
- ②中小企業の経済活性化に資する措置（中小企業控除・譲渡税制等）の拡充と本則化
- ③事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

税を考える週間 11月11日(月)～17日(日)

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

(公社)相双法人会 〒976-0042 福島県相馬市中村桜ヶ丘54-1
TEL.0244-36-5754



法人会とは? 1.企業と社会の発展を目指して国に税の提言! 2.税の知識を経営の力に! 3.経営者の仲間ができる! 詳しくはWEBへ

法人会

会員企業は約70万社!
法人会って、どんな団体?

4つで分かる!
ムビーパンフレット

法人会

相双地区税務団体協議会 令和6年度総会(夕鶴)



九月三十日、相双地区的税務関係団体協議会の令和六年度総会が開催された。只野裕一会長の挨拶に続き、相馬税務署加藤署長、五十嵐県税部長様より祝辞を頂き、議案が審議された。

第一号議案・第二号議案・第三号議案について全員異議なく承認された。その他として、各団体のアフターコロナの対応等大変な中で、現在どのような活動状況にあるか報告があり、震災・コロナの影響は未だに色濃く残っている状況である。

会議終了



十月三日、鹿児島県鹿児島市「城山観光ホテル」にて、法人会全国大会が開催され、当会からは、松永副会長が参加された。

全国大会は、法人会の「税制改正に関する提言」の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会の代表が一堂に会し、相互の交流と研さんを通じて、より一層連携を深めることを目的に開催されている。

当日は全国から約千六百名の会員が参加し、令和七年度税制改正に関する提言の報告や、講演会ではANAホールディングス株式会社取締役会長片野坂真哉氏による「危機下の経営戦略を語る」と題してご講話頂いた。



続いて、記念講演会では、酒井治子氏による「トックカラスの流儀」と題しプロキヤディの進藤大典氏による「トックカラスの流儀」と題しプロゴルファー松山英樹氏との約六年間キヤディを努めてきた経験など、ご講話を頂いた。



十月十八日、青年部会連絡協議会会員研修会が母畑温泉八幡屋にて開催された。

まず始めに、記念式典が開催され、野地県連会長より主催者挨拶が行われた。また、ご来賓の方々よりご祝辞を賜った。式典の最後には、次年度開催地域である二本松法人会より開催地PRを行い幕を閉じた。

第一部講演会では、酒井治子氏によ

る、「おかえり只見線・応援されるローカル線と地域のためにできること」と題し、只見線のこれまでの歩みについてご講話を頂いた。

第二部式典では、三室県女連協会長より参加者へ御礼の挨拶を行い、各関係団体御来賓からご祝辞を賜った。最後に次年度開催地の二本松法人会よりPRが行われた。

第三部懇親会では、会員同士、近況を

話し合うことが出来、美味しい料理とお酒を楽しむことが出来る時間となつた。



青年部会連絡協議会 会員研修会「須賀川大会」

女性部会連絡協議会 会員研修会「南会津大会」

十月二十四日、女性部会連絡協議会会員研修会が只見町振興センターにて開催された。

第一部講演会では、酒井治子氏によ

る、「おかえり只見線・応援されるローカル線と地域のためにできること」と題し、只見線のこれまでの歩みについてご講話を頂いた。

第二部式典では、三室県女連協会長

より参加者へ御礼の挨拶を行い、各関

係団体御来賓からご祝辞を賜った。最

後に次年度開催地の二本松法人会より

PRが行われた。

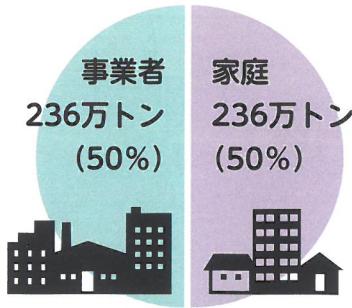
第三部懇親会では、会員同士、近況を

話し合うことが出来、美味しい料理とお酒を楽しむことが出来る時間となつた。





日本全体で
年間472万トン



「食品ロス」ってなんだろう?

まだ食べることができるので、捨てられる
いる食品のことをいいます。



日本の「食品ロス」は年間472万トン^(※)で、
食品ロスの約半分は家庭からでています。
日本の人口1人当たり、毎日、おにぎり1個分
(103g) の食べ物を捨てている計算になります。

(※) 令和4年度推計 (農林水産省・環境省)

「食品ロス」を減らすには……

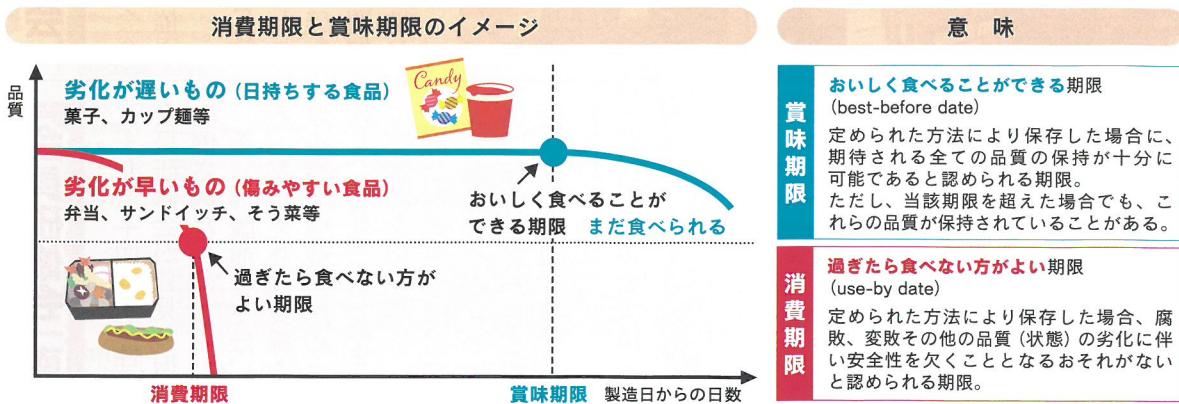
食品の期限表示を正しく理解することが大切です。

「消費期限」と「賞味期限」を正しく理解することで「食品ロス」の削減につながります。

「消費期限」…過ぎたら食べない方がよい期限

「賞味期限」…おいしく食べることができる期限

※表示されている期限は開封前の期限ですので、一度開封したら期限に関わらず早めに食べましょう。



(消費者庁「食品ロス削減関係資料」を基に作成)

今日から実践！～身近な事から始めよう～



買物

① 事前に冷蔵庫内などをチェック！

メモ書きやスマートフォンなどで食材を撮影して、期限表示とあわせて確認する方法が有効。



② 必要な分だけ買いましょう！

家にある食材を確認し、必要な分だけ買いましょう。

③ すぐに食べるなら、商品棚の手前から取りましょう。

商品棚の手前から奥にかけ、期限が長いものが置かれることが多い、奥から商品を取ると手前の商品が売れ残り、期限も近づき廃棄されてしまう場合があります。スーパーやコンビニなどでは、商品棚手前に置かれた商品には値引きシールが貼られていることがあります。

調理

① 食べきれる量を作りましょう！

体調を把握、健康にも配慮。また、家族の予定なども考慮しよう！



② 残っている食材から使いましょう！

野菜の皮を薄く切ったり、食材によっては、茎や根元など食べられる物もあります。



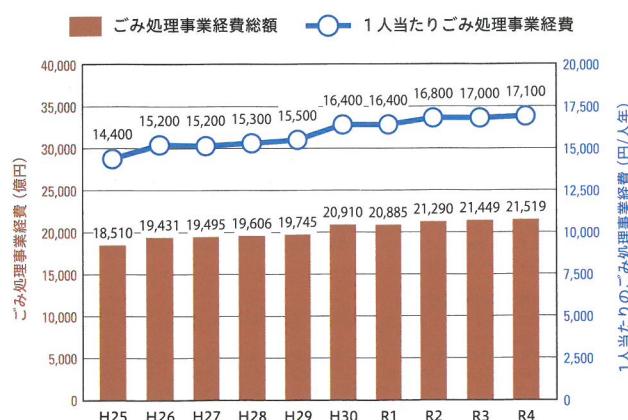
「食品ロス」を
減らすことは……
地球にもやさしいね

「食品ロス」削減は、地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO₂)を減らすことに繋がります。食品は多くの水分を含んでおり、焼却時に多くのエネルギーを使用し、二酸化炭素(CO₂)が発生します。また、重量のある生ごみを減らすことでのみの運搬に使う燃料も減ります。

家庭からの食品ロスは、一般廃棄物の一部として処理され、焼却処分するための費用は、税金で賄われています。食品ロスを含む一般廃棄物の処理費用に年間約2.2兆円^(※)が使われています。

(※令和4年度)

●ごみ処理事業経費



お問い合わせ先

(公社)相双法人会

電話番号 0244-36-5754
URL <http://sousou-hojin.jp/>

～法人会 女性部会は「食品ロス」の削減に取り組んでいます～

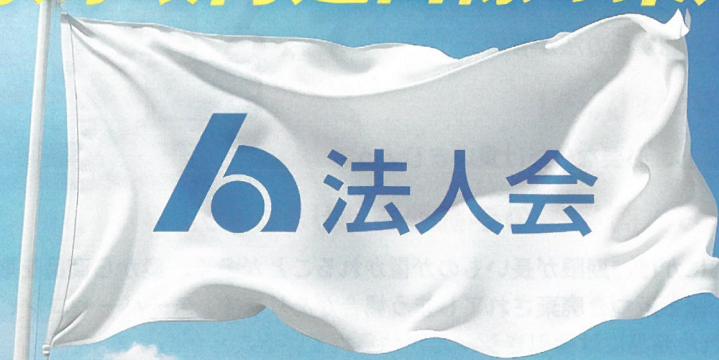
全法連「食品ロス」
サイトはこちら



202409

意見広告

「金利のある世界」が到来 新たな財政再建目標の策定を!



中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される「経営者の団体」「公益財団法人 全国法人会総連合(略称・全法連)」は、9月19日開催の理事会において「令和7年度税制改正に関する提言」を決議しました。新型コロナの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言えます。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したこと、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1,285兆円を突破しました。安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためには、財政健全化に向けて財政規律を回復させることが重要です。本年3月、日本銀行は消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切り、さらに7月には追加利上げも実施しました。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務であると考えます。また、地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っています。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援は欠かせません。



会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株)名誉理事

令和7年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

・本年6月から始めた定期減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナーバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内では物価高などを背景に来年も継続するよう求められる声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

・ごくごく簡単に政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗して微収する「支援金制度」などで賄うとしているが、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の譲り受け、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

2. 企業への過度な保険料負担の抑制

・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

3. 行政改革の徹底等

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らから「まずは取り組むべき」との精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

・今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなつた。国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると強く認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や便通の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される税率の特例化による本化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」による減税額の拡充、本化。
- (3) 中小企業の事務負担軽減等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができるなければ、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税・贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税をめぐる事務負担の軽減

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底することに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者や免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいわれる「税」の分野を中心とした活動を全般的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の措置や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に貢献する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保育體育の実施と安定的な国庫の歳入確保に貢献するため、財政健全化のための健康経営プロジェクトを柱にした企業の活力向上にもたらす税の増加、2道筋の医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。※健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。



イ - ネン チョウ
いいね!! e-年調

年末調整手続の電子化で 業務の効率化

みなさん！年末調整の
業務を効率化してみませんか？



何をすればいいですか？



答えは、
**年末調整手続の
電子化！**



年末調整手続の電子化とは

次の処理を「年末調整手続の電子化」と言います。

- ① 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを
利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
- ② 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び
控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用
して年税額を計算



年末調整手続の電子化に必要な準備の詳細は、
こちらをご覧ください。





重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



大同生命保険株式会社



AIG AIG損害保険株式会社

郡山支社 相双営業所/

福島県郡山市鏡町4-91-17(いわいにヶせん鏡保駒ビル3F) TEL 0244-24-2646

いわき支店/

福島県いわき市平字小太郎町1-6(いわきセンタービル) TEL 0246-23-3145

F-2019-1016 (2019年8月27日)

19-073026 2021-8

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん保険にできることを、もっと。

幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまな
がんの悩みの解決をサポートするがん保険

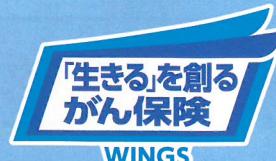
ポイント
1

幅広い保障で経済的負担をサポートします。

ポイント
2

付帯サービス<アフラックのよりそがん相談サポート(*)>
「アフラックのよりそがん相談サポーター」が
さまざまがんの悩みの解決をサポートします。

(*)アフラックのよりそがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、
アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ
<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>をご確認ください。



◎商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。



「生きる」を創る。
Aflac アフラック

郡山支社 T963-8005 福島県郡山市清水台2-13-23 郡山第一ビル5F
法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会



令和4年版 インシュアラント生命保険統計号



P23097 AFツール-2023-0172 5月23日